別紙２

契約保証金について

（契約保証金）

１　契約の相手方は、７又は８により契約保証金を免除される場合を除いては、指定する日までに、所定の手続に従い、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を彩の国さいたま魅力づくり推進協議会（以下「協議会」という。）に納付又は提供しなければならない。

（契約保証金の額）

２　契約保証金の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に契約保証金の率１００分の１０以上（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）を乗じた額とする。

（契約保証金の納付）

３　契約の相手方が契約保証金を納付する場合には、契約保証金相当額（２の額）を次のいずれかの金融機関に払い込むこと。

この場合、納付が確認できる書類（写し可）を、協議会事務局宛てに提出すること。

埼玉りそな銀行　県庁支店　普通　３５６５５８７
口座名義　彩の国さいたま魅力づくり推進協議会会長　大野元裕

武蔵野銀行　県庁前支店　普通　０４６５７５
口座名義　彩の国さいたま魅力づくり推進協議会会長　大野元裕

（契約保証金に代える担保の提供）

４　契約の相手方は、契約保証金に代える担保を提供する場合には、様式７の１「保管有価証券納付書」に必要事項を記入の上、協議会事務局宛て提出すること。

この場合の契約保証金に変える担保の種類及び価値は、次のとおりとする。

区分	種　　類	価　　値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する金額
ウ	銀行等＊が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等＊が引受け、保証	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によっ

	又は裏書をした手形	て割り引いた金額
オ	銀行等＊に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	保険事業会社及び銀行等＊の保証	その保証する金額

＊上記ウ～カの「銀行等」とは、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。

（契約保証金の還付）

5　契約の相手方が納付した契約保証金等については、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには、次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付する。

（１）３により契約保証金を納付している場合には、協議会事務局により納付金の確認後、様式１０「請求書」の提出により還付する。

（２）４により担保を提供している場合には、様式７の３「保管有価証券還付請求書」及び様式７の２「保管有価証券受領書」の提出により還付する。

（契約不履行の場合の契約保証金の帰属）

6　契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合は、契約保証金等は協議会に帰属する。

（保険契約に基づく契約保証金の免除）

7　財務規則第８１条第２項第１号の規定に基づき、契約の相手方が保険会社との間で協議会を被保険者とする履行保険契約を締結し、様式８の１「保証保険証書納付書」に必要事項を記入の上、当該保険証書を提出した場合には、協議会は契約保証金の納付を免除する。

この場合、契約に基づく給付が完了したとき、その他返還する事由が生じたときは、協議会は様式８の３「保証保険証書還付請求書」及び様式８の２「保証保険証書受領書」の提出によりこの証書を還付する。

（国等との契約履行実績に基づく契約保証金の免除）

8　財務規則第８１条第２項第３号の規定に基づき、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の４月１日以後に数回以上全て誠実に履行した契約の相手方が、契約保証金納付の免除を希望する場合には、様式９「官公庁との契約実績確認書」に必要な書類を添え、協議会事務局宛て提出すること。